

旭川市路線バス乗務員確保対策助成金について

1 概要

移住及び就職に要した経費相当額を助成し、人員不足が深刻な課題となっている路線バス乗務員を確保することにより、本市の公共交通網を維持する。

2 助成対象者

- (1) 対象従業者（上川中部定住自立圏を除く他市区町村から本市へ移住し、転入日から1月以内に本社が市内にあり、市内を営業区域として現に運行している路線バス事業者（以下「対象乗合事業者」という。に就職した者）

（交付申請時要件）

- ・就職から6か月経過時点において大型第二種免許を保有
- ・就職から6か月経過時点において本市に居住
- ・対象乗合事業者から移住及び就職に要した経費への填補として金銭を受領していない
- ・旭川市移住支援金を受領していない

- (2) 対象乗合事業者のうち、対象従業者に対して本市への移住及び就職に要した経費への填補である旨を明示し、金銭を支給する者

3 助成額

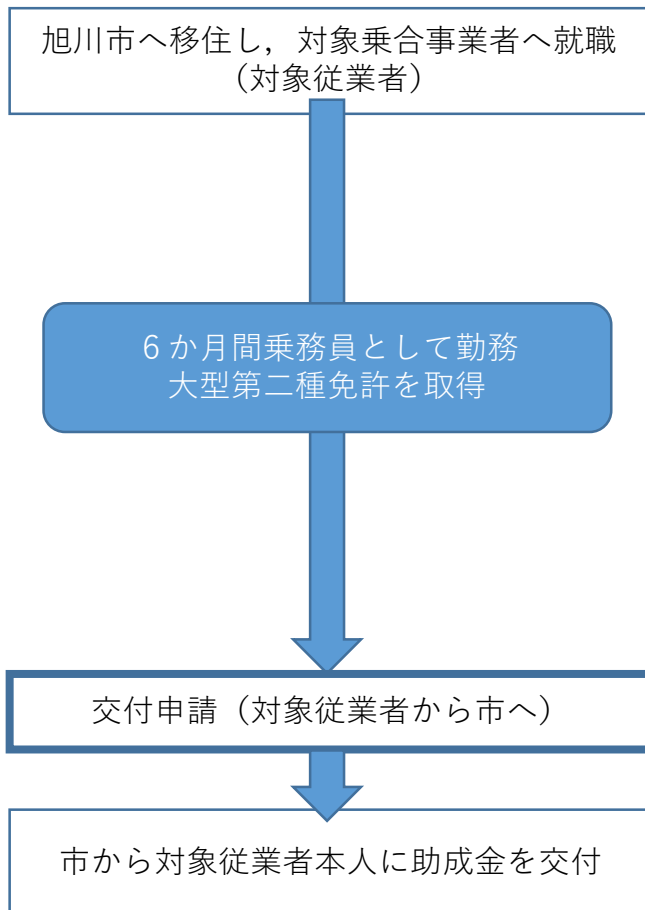
道外からの移住1名につき：定額30万円 道内からの移住1名につき：定額10万円

4 助成金の返還規定（一部）

- ・雇用から6か月を経過した日において、対象従業者の本市での居住が確認できないとき
- ・雇用から6か月を経過した日において、対象従業者の大型第二種免許の保有が確認できないとき
- ・対象従業者が旭川市移住支援金を受領したとき

6 助成金交付フロー図

(1)対象従業者が交付を受ける場合



(2)対象乗合事業者が交付を受ける場合

